

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和5年10月26日付けで行った、「管理票（県一連番号〇〇－〇〇。〇〇〇〇警察署保有分）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

#### （1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年9月15日付けで実施機関に対し、「令和4年5月以降の管理票に記載された私の個人情報」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第77条第3項の規定に基づき、令和5年9月26日付けで本件開示請求書に係る補正について、審査請求人に求めた。

ウ 審査請求人は、令和5年10月2日付けで本件開示請求書に係る補正を行った。

エ 実施機関は、法律第83条第2項の規定に基づき、令和5年10月20日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間延長について、審査請求人に通知した。

オ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、令和5年10月26日付けで本件開示請求について、文情第〇〇〇〇号により本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### （2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和6年1月16日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### （3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和6年6月20日付けで、諮問庁から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和6年7月31日に諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、質問内容の回答を求める。

#### (2) 審査請求の理由

本来の管理票の作成は適正な業務遂行のためであり、相談者に対し助言や指導及び説明等をするものではないのか。審査請求人へ処理経過や終結にした事も全く連絡も通知もせず、諮問庁に苦情の申出をした事を理由に一方的に終結処理したことに納得できない。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

本件処分において、不開示情報に該当する部分は、警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員を除く。以下「警察職員の氏名」という。）である。警察職員の氏名は開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の個人に関する情報は法律第78条第1項第2号において不開示情報に規定されており、同号ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

同号ただし書イについて、警察職員の氏名は埼玉県職員録においても、新聞の人事異動情報においても公表されていない。よって、警察職員の氏名は慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえ、知ることが予定されている情報ともいえないため、同号ただし書イに該当しない。

同号ただし書ロについて、警察職員の氏名を不開示にすることにより、現実には、人の生命、健康等に被害が発生し、又は将来、人の生命、財産等が侵害される蓋然性が高い

とする特段の事情はないため、同号ただし書口に該当しない。

同号ただし書ハについて、警察職員の氏名は公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分ではないため、同号ただし書ハに該当しない。

また、警察職員の氏名を公にした場合、警察職員が活動対象としている人物等から、職員本人、又はその家族への脅迫、あるいは懐柔を容易にさせることとなり、そのような事案が発生した場合には、警察の任務である公共の安全と秩序の維持に支障をきたすのは明白であるため、当該情報は開示することにより、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当する。

よって、警察職員の氏名は法律第78条第1項第2号及び第5号に該当する情報として不開示としたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、令和4年5月以降に記録された審査請求人から〇〇〇〇警察署長への質問に係る管理票である。

埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）によれば、県民等から苦情・警察安全相談等があった場合に、その内容を警察情報管理システムに入力し管理票を作成する旨が規定されている。

管理票は、苦情・警察安全相談等の申出の受理情報が記載された部分と、その後の処理状況が記載された部分が別様で構成されている。受理情報が記載された部分には、決裁欄のほかに、受理した警察職員の所属、分掌、階級、氏名や申出内容とともに申出人及び関係者の住所、職業、氏名等の情報が記載され、処理状況が記載された部分には、決裁欄のほかに、処理した警察職員の所属、分掌、階級、氏名や処理経過として申出人や関係者から聴取した情報などとともに処理結果などが記載される。

実施機関は、警察職員の氏名は法律第78条第1項第2号及び第5号に該当すると主張し、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めている。そのため、当審査会では、本件処分における不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

法律第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報には、警察職員の氏名が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法律第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する事情も認められない。

なお、当該不開示情報については、上記のとおり法律第78条第1項第2号に該当するため、実施機関が主張する法律第78条第1項第5号該当性については判断するまでもない。

(3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

**審査会の経過**

年 月 日	内 容
令和6年6月20日	諮問（諮問第185号）を受け、弁明書の写しを受理
令和6年7月31日	諮問庁からの意見聴取及び審議

令和6年8月27日	審議
令和6年9月25日	答申